

居宅介護支援事業所ひがしばた運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人紘寿福祉会が開設する居宅介護支援事業所ひがしばた（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業および指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援および指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 居宅介護支援事業所ひがしばた

(2) 所在地 安城市東端町鴻ノ巣72-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務 介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上（管理者兼務1名含む）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(居宅介護支援および介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内、利用者自宅等
- (2) 使用する課題分析表の種類 愛介連版介護支援専門員アセスメントシート等
- (3) サービス担当者会議の目的 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、
介護支援専門員等と当該情報を共有すること
- (4) サービス担当者会議の開催時期
居宅(介護予防)サービス計画新規作成時、要介護更新(区分変更)認定時等必要に応じて
※ただしやむを得ない理由がある場合は担当者への照会等を行う
また、居宅(介護予防)サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な記録を記載するとともに、少なくとも6ヶ月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証したうえで、継続が必要な場合にはその理由を居宅(介護予防)サービス計画に記載する。
- (5) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内、利用者自宅等
- (6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも1ヶ月(介護予防支援は3ヶ月)に1回
- (7) モニタリングの結果記録 少なくとも1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えた地点より行う指定居宅介護支援および指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

区分 (片道の距離)	交通費
実施地域を越えた地点から5km未満	300円
実施地域を越えた地点から5km以上10km未満	500円
実施地域を越えた地点から10km以上	1,000円

3 前各号の費用は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)をいただく。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、別紙の通りとする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第11条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月1日に改訂する。

この規程は、平成25年6月1日に改訂する。

この規程は、平成26年12月1日に改訂する。

この規程は、平成27年2月1日に改訂する。

この規程は、令和3年7月16日に改訂する。

この規程は、令和3年9月16日に改訂する。

この規程は、令和4年5月16日に改訂する。

この規程は、令和4年7月1日に改訂する。

この規程は、令和5年11月1日に改訂する。

この規程は、令和6年2月16日に改訂する。

この規程は、令和6年8月16日に改訂する。

この規程は、令和7年4月1日に改訂する。

事業実施範囲

安城市	東端町 寺領町 榎前町 東町 河野町 横山町 三河安城東町 錦町	根崎町 木戸町 高棚町 川島町 安城町 箕輪町 花ノ木町 小堤町	城ヶ入町 小川町 福釜町 堀内町 大山町 二本木町 末広町 和泉町	藤井町 姫小川町 赤松町 古井町 城南町 三河安城本町 相生町	野寺町 石井町 桜井町 村高町 百石町 三河安城南町 南町	計38町
------------	---	---	--	---	---	------

以下、安城市以外については指定居宅介護支援のみ実施する

刈谷市	末広町 高須町	東刈谷町 小垣江町	沖野町 荒井町	南沖野町 新田町	場割町 八幡町	計10町
------------	------------	--------------	------------	-------------	------------	------

高浜市 全域

碧南市	川口町 潮見町 入船町 港本町 上記の町をのぞく全域	中田町 江口町 岬町 伊勢町	江南町 葭生町 権現町 浜田町	河方町 前浜町 若松町	稲荷町 中江町 宮町	計110町
------------	--	-------------------------	--------------------------	-------------------	------------------	-------

西尾市	西小柵町 田貫町 小間町 葵町 吾妻町 鶴ヶ崎町 末広町 城崎町 矢場町 道光寺町 戸ヶ崎町 南中根町	平坂町 国森町 上町 永楽町 本町 会生町 和泉町 神下町 千歳町 若松町 桜町 志貴野町	羽塚町 新在家町 下町 須田町 塩町 肴町 花ノ木町 伊文町 亀沢町 菅原町 伊藤町 中原町	富山町 住崎町 山下町 桜木町 錦城町 中町 奇住町 大給町 新屋敷町 宮町 新渡場町 志籠谷町	中畑町 方光寺町 永吉町 住吉町 鶴舞町 天神町 熊味町 馬場町 鶴城町 八つ面町 米津町	計59町
------------	--	--	---	---	---	------